

C Tさんは、律令体制が崩壊していく過程で受領の不正を訴えた資料として有名な「尾張国郡司百姓等解」を取り上げて、その内容について考えてみた。

尾張国の郡司百姓等^げ解し申し、官裁を請ふの事

裁断せられむことを請ふ、当国の守藤原朝臣元命、三箇年の内に責め取る非法の官物、并せて濫行横法三十一箇条の愁状

一、裁断せられむことを請ふ、例挙（注1）の外に三箇年の取納、暗に以て加徴せる正税（注2）四十三万二千二百四十八束が息利（注3）の十二万九千三百七十四束四把一分の事（中略）

一、裁断せられむことを請ふ、守元命朝臣、庁務無き（注4）に依りて、郡司百姓の愁を通じ難き事（中略）

一、裁断せられむことを請ふ、元命朝臣が子弟郎等、郡司百姓の手より雑物等を乞ひ取るの事（中略）

一、裁断せられむことを請ふ、守元命朝臣、京より下向する度毎に、有官・散位（注5）の従類、同じき不善の輩^{ともがら}を引率するの事（中略）

以前の条の事、憲法の貴きを知らむが為に言上すること件の如し。（中略）望み請ふらくは件の元命朝臣を停止して良使を改任せられ、以て将に他国の牧宰（注6）をして治国優民の褒賞を知らしめむ。（中略）仍て具さに三十一箇条の事状を勒し、謹みて解す。

永延二年十一月八日 郡司百姓等

（尾張国解文）

（注1）例挙：国ごとに定められた出挙の額のこと。

（注2）正税：諸国の正倉に蓄えられた稲のこと。

（注3）息利：利息のこと。公出挙の利率は5割であったが、平安初期に3割となる。

（注4）庁務無き：政庁で政務を執らないこと。

（注5）有官・散位：位階を持つ有位者の中で何らかの官職に就いている者を「有官」、位階だけ持っていて官職に就いていない者を「散位」という。

（注6）牧宰：国守の唐名。

問3 Tさんが抱いた疑問点Ⅰ・Ⅱと、疑問を解くために資料を詳しく読み直して読み取った内容a～dの組合せとして最も適当なものを、次ページの①～④のうちから一つ選べ。 35

疑問点

- Ⅰ もともと国司の下で地方行政を担っていた郡司が、農民と一緒にになって国司を訴えているのはなぜなのか。
- Ⅱ 律令体制はその役職などは形式的に残っていても、内容については律令の規定は形骸化してまったく機能していなかったのか。

資料から読み取れること

- a 土地の経営を任された郡司は、農民らを率いて受領に対抗し、その解任を勝ち取るなど役割を増大させていった。
- b 受領に私的に仕える従者たちが権力を振るい、下級国司や郡司などは従来の役割を失っていった。
- c 431,248束の利息が129,374束余ということは、出挙の利率は律令の規定が守られている。
- d 国司の任免権は摂関家が掌握し、摂関家とつながりのある者などは、任期を越えて長年にわたって在任し続けた。

- ① I—a II—c ② I—a II—d
 ③ I—b II—c ④ I—b II—d

D Uさんは、莊園の寄進に関する資料を検討した。

資料 莊園の寄進

鹿子木の事

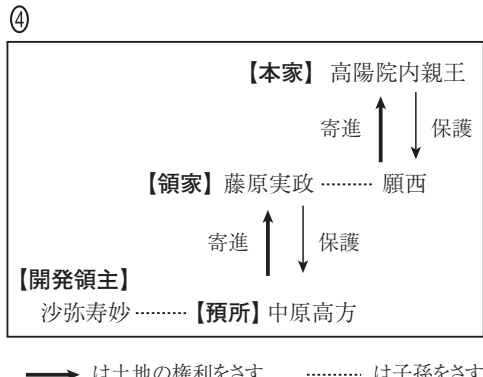
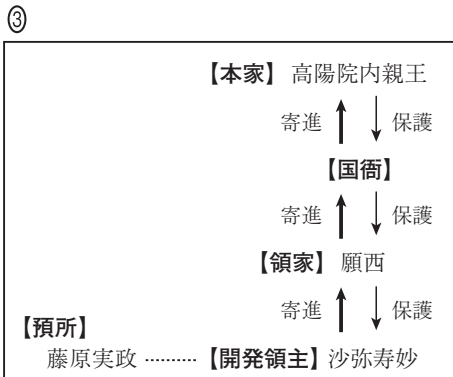
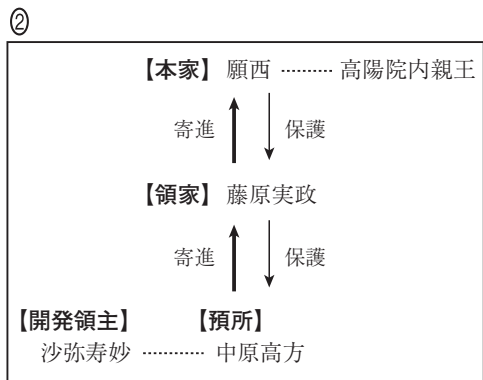
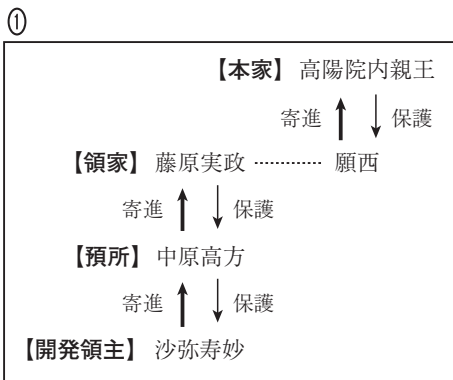
- 一、当寺の相承は、開発領主沙弥寿妙嫡々相伝の次第なり。
- 一、寿妙の末流高方（注1）の時、權威を借らむがために、実政卿（注2）を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、高方は庄家領掌進退の預所職となる。
- 一、実政の末流願西（注3）微力の間、国衙の乱妨を防がず。この故に願西、領家の得分二百石を以て、高陽院内親王（注4）に寄進す。（中略）これ即ち本家の始めなり。

（東寺百合文書）

- （注1）高方：中原高方 （注2）実政卿：従二位であった藤原実政。
 （注3）願西：藤原隆通の法名。 （注4）高陽院内親王：鳥羽天皇の皇女。

仮説 開発領主や莊園領主たちは、各々がより高位にある有力者に莊園を寄進し、実質的な權益を保持してきたと考えられる。寄進は二重に行われることもあった。

問4 資料からうかがえる寄進関係を表したものとして最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 36



→ は土地の権利をさす は子孫をさす